

福島県自転車利用に関する安全・安心条例(仮称)  
制定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県における自転車利用に関する安全・安心を確保することを目的とする福島県自転車利用に関する安全・安心条例(仮称)を制定するに当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、福島県自転車利用に関する安全・安心条例(仮称)制定検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、福島県自転車利用に関する安全・安心条例(仮称)の制定に必要な事項について審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、学識経験者、自転車販売者、交通安全団体代表者等、別表に掲げる者を委員として構成する。

2 委員の任期は、令和3年12月31日までとする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、知事が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 検討委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福島県生活環境部生活交通課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

福島県自転車利用に関する安全・安心条例(仮称) 制定検討委員会委員名簿

役職名等	氏名
福島大学准教授	中里 真
福島県自転車軽自動車商工協同組合理事長	平山 岳
一般社団法人日本損害保険協会東北支部福島損保会長	今津 啓司
福島地区交通安全協会副会長	大村 雅恵
福島県交通安全母の会連絡協議会長	齋藤 和子
公益財団法人福島県老人クラブ連合会常務理事兼事務局 局長	齋藤 千恵子
福島県高等学校PTA連合会副会長	佐藤 千花
福島県PTA連合会理事	相田 知津子
福島県商工会議所女性会連合会長	追分 富子
福島県サイクリング協会常任理事	大樂 郁仁
福島県市長会常務理事兼事務局 局長	小松 信之
福島県町村会常務理事兼事務局 局長	安田 清敏